

各国立大学法人の長
学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長

池田 貴城

文部科学省高等教育局私学部長

茂里 毅

令和5年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）

令和5年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年度大学入学者選抜及び令和4年度大学入学者選抜と同様に、文部科学省は各大学に対して「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日4文科高第302号高等教育局長通知）により、個別学力検査での受験機会の確保として、追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替（以下「追試験等」という。）を要請しているところで

す。
このことを踏まえ、各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和5年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金について、例外的な取扱いを行うこととします。

具体的には、令和3年度の定員管理の取扱いについて、国立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）において、私立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）において通知していましたが、このうち入学定員の取扱いについては、令和5年度も同様の取扱いとすることとします。これに加え、複数年度にわたる入学定員への例外的な取扱いが収容定員管理やこれに伴う基盤的経費の算定にも大きく影響することがないよう、下記のとおり、収容定員管理に係る取扱いに対しても、例外的な取扱いを行うこととします。

なお、今回の取扱いは、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないこと、また、人材の需給状況等を踏まえた定員抑制が行われている分野も存在することなども踏まえ、各大学においては、定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要である点に留意願います。

記

●新たに実施する例外的な取扱い

国立大学法人運営費交付金

- 追試験等に合格し入学した者については、収容定員（2年次以降）に対する在学者数の定員超過率の算定に含めないこととする。

※本取扱いを適用する場合には、別途、令和5年度の収容定員数の調査時に上記の追試験等に合格し入学した者であることを確認する。

私立大学等経常費補助金

- 追試験等に合格し入学した者については、収容定員超過率が一定割合以上となった場合に不交付措置となる基準について、算定に含めないこととする。

※収容定員に係る基準のうち、以下の基準に対しては例外的な取扱いは行わない。

- ・学部単位で、収容定員充足率の割合に応じて補助金基準額が増減となる基準
- ・学部単位で、収容定員充足率が50%以下となった場合に、全額不交付となる基準

以上

【参考資料】

○国立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）

○私立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）

【本件担当】

<定員超過に係る取扱いに関する事>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

電話：03-5253-4111（内線2028）

<入学者選抜に関する事>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第一・三係

電話：03-5253-4111（内線4902）



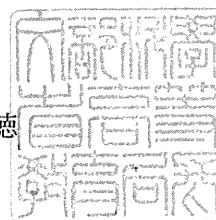
2 文科高第 4 4 2 号

令和 2 年 8 月 1 8 日

各国立大学法人学長 殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 3 年度の国立大学の学部における
定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて (通知)

平成 27 年 7 月 31 日付け 27 文科高第 423 号において通知しておりました国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 3 年度における取扱いを下記のとおりとしますので通知します。各国立大学法人においては、本通知の内容を踏まえ、学生定員の管理により一層適正を期するようお願いいたします。

記

1. 趣旨・目的

現状においては、新型コロナウイルス感染症の今後の影響の見通しが立たない状況にあり、入学者選抜の実施にあたっては、各大学においては例年とは大きく異なる環境の中で実施に向けた検討を進めているところと承知している。

こうした状況の中で、とりわけ令和 3 年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保に向けて、文部科学省としては、国立、公立、私立の大学の設置者の別を問わず全ての大学等に対して、「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」(令和 2 年 6 月 19 日付 2 文科高第 281 号)において、個別学力検査での受験機会の確保として追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替(以下「追試験等」(※)という。)を要請しているところである。

(※) 追試験等の受験対象者は、新型コロナウイルスの罹患や罹患が疑われるような場合など、各大学の定めた規定に基づき、本来受験する予定であった日程での受験が困難となり、追試験や別日程での受験をすることとなった者が受ける試験を指す

国立大学においても、追試験の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定される。

これらの状況を踏まえ、各大学における追試験の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和3年度の定員超過の抑制に係る取扱いについては、例外的な取扱いを行うこととする。

なお、今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、本取扱いの前提として、引き続き入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえつつ、適切な入学者選抜を行うことが重要である点に留意すること。

2. 具体的な取扱い

◆令和3年度の入学者のうち、上記の追試験に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする。

※本取扱いを適用する場合には、別途、令和3年度の入学者数の調査時に上記の追試験に合格し入学した者であることを確認する。

※収容定員（2年次以降）の在学者数の取扱いは、現行どおりとする。

3. その他

今回の取扱いについては、本通知の内容のほか、私立大学においても定員超過に係る私立大学等経常費補助金の例外的な取扱いを実施することとしている。

【本件担当】

<定員超過に係る取扱いに関すること>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

<入学者選抜に関すること>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

電話：03-5253-4111（内線2495）

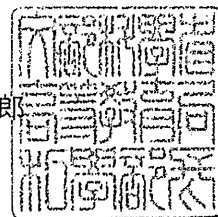


2 文科高第 4 4 3 号
令和 2 年 8 月 1 8 日

学校法人 理事長 殿

文部科学省高等教育局

私学部長 白 間 竜一郎



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 3 年度の定員管理に係る
私立大学等経常費補助金の取扱いについて (通知)

標記について、下記の通り実施することとしましたのでお知らせします。

1. 入学定員管理に係るこれまでの取組

文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団では、教育条件の維持・向上及び地方創生の観点から、これまで「平成 2 8 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて (通知)」を踏まえ、私立大学等経常費補助金 (以下「補助金」という。) が不交付となる入学定員超過率の基準について、平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までの 3 年間にわたって段階的に厳格化を図ってきたところである。

また、「平成 3 1 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて (通知)」を踏まえ、入学定員充足率が 0. 9 倍以上 1. 0 倍以下の場合には、補助金の基準額を増額する措置を令和元年度より実施し、さらなる教育条件の向上を促進してきたところである。

2. 令和 3 年度の入学定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて

現状においては、新型コロナウイルス感染症の今後の影響の見通しが立たない状況にあり、入学者選抜の実施にあたっては、各大学においては例年とは大きく異なる環境の中で実施に向けた検討を進めているところと承知している。

こうした状況の中で、とりわけ令和 3 年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保に向けて、文部科学省としては、国立、公立、私立の大学の設置者の別を問わず全ての大学等に対して「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」(令和 2 年 6 月 1 9 日付け 2 文科高第 2 8 1 号) において、個別学力検査での受験機会の確保として追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替 (以下「追試験等」(※) という。) を要請しているところである。

(※) 追試験等の受験対象者は、新型コロナウイルスの罹患や罹患が疑われるよう

な場合など、各大学等の定めた規定に基づき、本来受験する予定であった日程での受験が困難となり、追試験や別日程での受験をすることとなった者が受ける試験を指す

追試験等の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学等が想定している歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定される。

これらの状況を踏まえ、各大学等における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和3年度の補助金が不交付となる入学定員超過率の基準については、例外的な取扱いを行うこととする。

具体的には、令和3年度入学者のうち、各大学等が設定した追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする。これらの入学者により補助金が不交付となる入学定員超過率の基準を超えた場合であっても、不交付の扱いとはしないこととする。

なお、今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学等において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないこと、また、人材の需給状況等を踏まえた定員抑制が行われている分野も存在することなども踏まえ、各大学等においては、入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要である。

また、今般の例外的な措置は、補助金が不交付となる入学定員超過率の基準についてのみであり、収容定員超過率の基準（不交付となる収容定員超過率の取扱い及び収容定員に対する在籍学生数の割合に応じた増減の基準）については、適正な定員管理の観点から従前と同様の取扱いとすることとする。

本件連絡先

<定員管理に関する取扱いに関すること>

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

TEL：03-5253-4111（内線2028）

日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課

TEL：03-3230-7297

<入学者選抜に関すること>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

TEL：03-5253-4111（内線2495）